

玉東町放課後児童クラブ運営事業者公募要領

1 趣旨

平成31年4月から玉東町ふれあいの丘保健センターの施設を放課後児童クラブとして活用し、支援の単位が1ヶ所閉所する事に伴う児童の受入れ及び待機児童の解消を早急に図るため、放課後児童クラブ運営事業者の公募を行います。

2 応募要件

次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- (1) 平成30年4月1日時点で熊本県内において、放課後児童クラブや保育所等、子育て支援に係る事業所の運営を行っている事業者若しくは熱意のある民間事業者等で法人（社会福祉法人、学校法人、NPO法人、株式会社等）であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き中の事業者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き中の事業者でないこと。
- (4) 玉東町暴力団排除条例（平成24年玉東町条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と関係がないこと。
- (5) 事業者が、税金（法人税、消費税、地方消費税、都道府県税、市町村税等）を滞納していないこと。
- (6) 事業者の管理又は運営する他の子育て関連事業等において、過去に利用者の死亡事故又はそれに準じる重大な事故を起こしていないこと。

3 設置場所及び使用する施設

所在地：玉東町大字木葉372番地

（ふれあいの丘保健センター建物内 南側ホール）

駐車場：保健センターと共用

床面積：約181㎡

構造：鉄筋コンクリート造

インフラ：水道、電気、ガスの使用可能

平面図：別添図面のとおり

4 本公募に係る放課後児童クラブの概要及び基準

- (1) 事業の目的

放課後児童クラブは、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るものです。

(2) 事業内容等

放課後児童クラブは、玉東町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年玉東町条例第15号）第5条に規定する一般原則を満たす事業とします。ただし、スポーツクラブや塾等を主たる目的とするものは認められません。

(3) 施設整備・運営に当たり適合すべき基準

放課後児童クラブの施設整備・運営を行うに当たっては、次の運営指針等に適合している必要があります。

ア 放課後児童クラブ運営指針（厚生労働省策定）

イ 放課後児童健全育成事業実施要綱（厚生労働省策定）

ウ 玉東町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(4) 対象児童

木葉小学校に通学している児童又は木葉小学校区に居住している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童とします。

(5) 定員

概ね35人とします。実際の利用児童数は、入所申し込み状況により変動します。

(6) 開所日及び開所時間

開所日・開所時間については、次の基準を下回らないこととします。

ア 平日（月～金曜日）

放課後～午後6時（短縮授業時を含む。）

イ 土曜日

午前8時～午後0時30分

ウ 学校休業日、長期休業日（春・夏・冬休み）

午前8時～午後6時

※ 日曜、国民の祝日及び休日、年末年始（12月29日から翌1月3日まで）は閉所日とします。

(7) 開所日

平成31年4月1日

(8) 保険加入

賠償責任保険、傷害保険等の必要な損害保険に加入してください。

(9) 利用料等

以下の金額を保護者から直接徴収してください。

年間登録料：5,000 円／児童 1 人あたり

平日利用料(土曜日含む)：500 円／1 日あたり 月 5,000 円上限

学校休業日・長期休業日：1,000 円／1 日あたり 月 10,000 円上限

5 委託料

放課後児童クラブの運営に係る委託料（別紙 1）については、国及び県の補助基準額等に基づき町の予算の範囲内で支払います。

6 事業運営に係る費用

(1) 光熱水費

運営事業者の負担となります。

(2) 建物維持管理費

町が負担します。日々のホール等の清掃等は運営事業者で行っていただきます。

(3) 建物使用料

町と建物使用貸借契約を締結し、無償とします。

(4) 施設修繕費

原則、町が負担します。

(5) 備品・消耗品購入費

座卓については既存品を使用可能とします。

その他の備品・消耗品については運営事業者で購入していただきます。

7 申込手続

(1) 施設見学会（任意）

玉東町ふれあいの丘保健センターの見学会を平成 31 年 1 月 21 日（月）から平成 31 年 1 月 23 日（水）までの間で行います。希望する事業者は事前に日時の予約をお願いします。

(2) 質問・回答

ア 質問

平成 31 年 1 月 24 日（木）までに「玉東町放課後児童クラブ運営事業者公募に係る質問票（別紙 2）にて F A X 又は来庁にて提出してください。

保健センター F A X 番号 0968-85-6554

イ 回答

受け付けた質問についての回答は、平成 31 年 1 月 25 日（金）までに随時

町ホームページにアップします。

(3) 応募受付

ア 受付期間

平成 31 年 1 月 28 日（月）から平成 31 年 2 月 8 日（金）まで
※土日を除く。

イ 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分
※正午から午後 1 時までを除く。

ウ 受付場所

玉東町保健介護課
玉東町大字木葉 372 番地 ふれあいの丘保健センター内

エ 提出方法

事前に連絡の上、提出書類を持参してください（郵送提出不可）。
※提出された書類内容について、後日問い合わせる場合があります。

(4) 提出書類

次のア～ケについて、正本 1 部を提出してください。

ア 玉東町放課後児童クラブ運営事業者応募申込書（様式 1）

イ 誓約書（様式 2）

ウ 放課後児童クラブ運営事業者の概要《法人概要調書》（様式 3）

【添付資料】

(3-①) 登記事項証明書

(3-②) 定款（写）

(3-③) 代表者及び施設管理予定者（クラブ長）の履歴書

(3-④) 過去 3 年間の法人収支決算書

エ 事業計画書（様式 4）

オ 放課後児童クラブ施設整備・運営等に関する提案（様式 5）

カ 施設管理予定者（クラブ長）調書及び職員配置調書（様式 6）

キ 自己資金内訳書（様式 7）

【添付資料】

(7-①) 事業者残高証明書（3 か月以内に発行されたもの）

ク 放課後児童クラブ開所後の資金収支予算書（3 年分）（様式 8）

ケ 国税及び市町村民税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（3 か月以内に発行されたもの）

※納税義務がない場合は、その旨を記載した文書を提出してください。

(5) 応募の取り消し

応募した者が、応募書類の提出期間の締切日の翌日から「8 運営事業者の選考」による選考までの間に、次のいずれかに該当することが判明した場合は、その応募を取り消す場合があります。

ア 指示により求めた追加書類及び資料の提出が、指示された期間内に行われなかった場合

イ 本公募要領に著しく逸脱した場合又は申請内容に虚偽の内容が含まれていた場合

ウ 「2 応募要件」に定める要件を満たさなくなった場合

エ 応募者（代表者又はその関係者）が、本募集の採否に係る働きかけを目的とし、直接又は間接に本町職員などの本件関係者と接触を持った場合

(6) 応募にあたっての留意点

ア 書類の提出については、代理人でも可とします。

イ 応募書類の提出期間締め切り後、指示により追加書類及び資料の提出を求めた場合には、指示された期間内に提出してください。

ウ 選考結果等に関わらず、応募に関する費用は応募者の負担となります。

エ 提出された書類等は返却いたしません。

オ 応募を辞退する場合は、応募辞退届（様式任意）を提出してください。

カ 応募者及びその関係者から町の担当者等に対して自らの応募書類・提案の内容の優劣等を質問するなどの個別相談、審査内容に係る問い合わせは、公募の公平性を期すため受け付けません。

8 運営事業者の選考

(1) 運営事業者の選考

本町が設置する玉東町放課後児童クラブ運営事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が応募要件を満たした者から提出された書類及びヒアリングにより審査し、運営事業者を選考します（ヒアリングの日程については個別にお知らせします。）。

(2) 選考基準

応募要件及び適合すべき基準を満たしているかなどの確認を行い、要件等を満たす事業者について、「放課後児童クラブ審査基準(別紙 3)」に基づき審査採点を行います。各選考委員が評価した点数を合算したものの平均が満点の60%以上となった事業者の中から、合計点数が最も高い者を運営事業者とします。

(3) 得点のつけ方

選考委員は「放課後児童クラブ審査基準(別紙 3)」の各審査項目についてA～Eの5段階評価を行い、配点に評価に応じた得点率を乗じて得点を算出しま

す。

【評価内容と得点率】

評価	評価内容	得点率
A	非常に優れている点がある。	×1.0
B	優れている点がある。	×0.75
C	評価すべき点があるが、優れている点が見当たらない。	×0.5
D	評価すべき点があり見当たらない。	×0.25
E	評価すべき点が見当たらない。	×0

(4) 選考結果の公表等

選考結果（2月下旬予定）は各事業者に個別に通知するほか、町のホームページにおいて公表します。

運営事業者については事業者名を公表し、その他の事業者については事業者名の公表は行わず、応募件数等の公表とします。

ア 選考結果に関する説明の機会

選考結果に関して説明を求める事業者は、選考結果が公表された日の翌日から起算して7日以内に書面（任意様式）により説明を求めることができることとします。

イ 説明要求に関する回答

町は、説明を求められた場合、当該説明請求書の受領日の翌日から起算して7日以内に、書面により回答することとします。

ウ 再説明要求

イの書面による回答を受けた事業者は、再度1回に限り説明を求めることができることとします。

9 スケジュール

日 程	内 容
平成31年1月21日(月) ~23日(水)	施設見学会（任意）
平成31年1月24日(木)	質問提出の締め切り
平成31年1月28日(月) ~2月8日(金)	運営事業者応募書類提出期間
平成31年2月下旬	選考委員会（ヒアリング）
平成31年2月下旬（予定）	運営事業者決定
平成31年3月	開所準備、事業開始の届出
平成31年4月	開所

10 その他

- (1) 審査の結果、運営事業者として決定された場合であっても、提出された提案内容どおりの運営ができないことが明らかになった場合、事業者としての決定を取り消し、町が支払った委託料を返還させる場合があります。
- (2) 運営事業者として決定した場合であっても、協議の上、提案内容を変更していただく場合があります。

【書類提出先・問い合わせ先】

玉東町保健介護課 児童福祉担当

電 話 0968-85-6557 (直通)

所在地 玉東町大字木葉372番地 ふれあいの丘保健センター